

公職選挙法の「寄附の禁止」

政治家の寄附の禁止 選挙区内の人(親族や政治団体を除く)への寄附は禁止です。有権者が求めてもいけません。

次のものを除き、罰則の対象となります。

▶本人が出席する結婚披露宴の祝儀

▶本人が出席する葬式や通夜の香典で一般の社交程度のもの

後援団体の寄附の禁止 選挙区内の人へ花輪や香典、祝儀などを出したり、後援団体の設立目的以外の寄附などをしたりすることは禁止です。

挨拶を目的とする有料広告の禁止 政治家や後援団体が、選挙区内で挨拶を目的とする有料広告を新聞などに掲載すること、これを求めることは禁止です。

年賀状などの挨拶状の禁止 答礼のための自筆のものを除き、選挙区内の人へ年賀状や寒中見舞などの時候の挨拶状を出すことは禁止です。

☎選挙管理委員会事務局☎(88)9163

献血にご協力を

☎12月22日(日) 午前10時～午後4時

📍イオンタウン須賀川(古河105)

☎健康づくり課☎(88)8125

ユネスコ世界寺子屋運動募金

ユネスコでは、世界の読み書きのできない子どもや大人に「学びの場(寺子屋)」を提供するための募金活動を行っています。皆さんの温かいご支援をお待ちしています。

強化期間 11月1日～令和7年1月31日

募金箱設置場所 須賀川地方ユネスコ協会(市民協働推進課内)、岩瀬管内の須賀川信用金庫、福島県商工信用組合、大東銀行、福島銀行

☎須賀川地方ユネスコ協会では、募金以外に書き損じはがきも受け付けています。

☎須賀川地方ユネスコ協会☎(94)4432

国内に住む外国人の公的年金制度

日本国内に住む20歳以上60歳未満(厚生年金保険は70歳未満)の全ての人は、国籍を問わず、日本の公的年金制度(国民年金または厚生年金保険のどちらか)に加入することとなっています。

厚生年金保険に加入していない自営業者や学生などは、国民年金第1号被保険者に該当しますので、市役所での届け出が必要です。

短期在留外国人の脱退一時金

日本国内に住所がなくなってから2年以内に請求を行うと、脱退一時金が支給されます。

☎国民年金または厚生年金保険の加入期間が6カ月以上あって、老齢基礎年金の受給資格がない外国人
☎郡山年金事務所☎024(932)3434
☎保険年金課☎(88)9137

目指すべき未来のために地球温暖化を防ぎましょう

二酸化炭素排出量削減のため、家庭での省エネ活動を心掛けましょう。

▶エアコンの設定温度を調整する

▶テレビはこまめに消す

▶洗濯物はまとめて洗う など

一人ひとりが問題意識を持ち、実践することが大切です。小さなことから一緒に始めてみましょう。

☎環境課☎(88)9130

健康長寿講演会

専門医による講演や体験型プログラムを通して、認知症に対する正しい知識を深めてみませんか。

☎令和7年2月22日(土) 午後1時30分～4時

📍文化センター「大ホール」

☎市内在住の60歳以上の人

テーマ 「認知症かもしれない!まずはどうする?」～早期発見とその後について～

講師 群馬大学名誉教授・山口晴保さん、福島県立医科大学総合内科教授・濱口杉太さん

☎申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎令和7年1月23日(木)

☎健康づくり課☎(88)8122

公立岩瀬病院の特別外来診療

今年の年末年始は、9連休で長期間の休診となるため、次のとおり特別外来診療を行います。

診療日時 令和7年1月3日(金) 午前8時30分～11時、午後1時～4時

診療科目 内科・外科・整形外科・小児科・産科婦人科

詳しくは、公立岩瀬病院ホームページをご覧ください。

☎公立岩瀬病院☎(75)3111

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

☎次のいずれかに該当する児童を養育している人
▶父母が婚姻を解消した
▶父や母が死亡した

▶父や母が政令で定める程度の障がいの状態にある など

※対象児童の年齢は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であること(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満)

支給月額(全部支給のとき)

▶1人目 45,500円

▶2人目以降 10,750円

ひとり親家庭医療費助成制度

☎ひとり親家庭の児童およびその児童を養育している父または母で、市内在住の健康保険加入者

※対象児童の年齢は、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であること

助成額 1カ月ごとの自己負担額を合算して1,000円を超えた額

※所得に応じて支給制限などがあります。

☎受給中で状況が変わったとき(転居・転出・婚姻など)は、手続きが必要です。

☎市・区子ども課☎(88)8114

特別児童扶養手当

☎精神または身体(内部疾患を含む)に中度または重度の障がいがある20歳未満の児童を療育している人

※児童が施設に入所しているときや、障がいを理由に公的年金を受けられるときを除く

支給月額(1人当たり)

▶1級該当児童 55,350円

▶2級該当児童 36,860円

※所得に応じて支給制限などがあります。

☎市・区社会福祉課☎(88)8112

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。皆さんがこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

☎市民協働推進課☎(94)4432

教育研修センター・教育支援センターに新しい電話番号を追加

一方が通話中のときは、もう一方の電話番号にお掛けください。

▶0248(72)7185

▶0248(72)7186(FAX兼用)

☎学校教育課☎(88)9168

暖房器具火災に注意!

冬の時期は、建物火災が年間で最も多く発生しやすくなる時期です。暖房器具を使用するときは、次の点に注意しましょう。

▶暖房器具に燃料を給油するときは、正しい燃料を確認し、必ず火を消してから行う

▶カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクの蓋を確実に締める

▶就寝時や外出時は暖房器具を消す

▶暖房器具の周囲に燃えやすい物やスプレー缶などを置かない

▶燃料は容器の栓をしっかりと締めて密閉し、直射日光を避けた冷暗所に保管する

☎須賀川消防署☎(76)3197

百歳賀寿

須釜ヒロさん

(狸森・大正13年10月1日生まれ)

小林良雄さん

(矢田野・大正13年10月13日生まれ)

真壁ヨシ子さん

(大袋町・大正13年10月17日生まれ)

安田ミユキさん

(下小山田・大正13年10月20日生まれ)

すこやか通信

その「空気」安全ですか?

体を守るためしっかりと禁煙をしましょう。

自分や家族のために禁煙に取り組もう

煙をスタートし、吸わない日を増やしていきましょう。

もし吸いたくなったら

▼深呼吸をする

▼水やお茶を飲む

▼散歩やストレッチをする

▼ガムをかむ

▼うがい、歯磨きをする

▼禁煙していることを周囲の人に伝えて褒めてもらう

▼好きな音楽を聞く

禁煙外来の利用

禁煙外来では、医師からアドバイスが受けられ、禁煙の治療薬が処方されます。

自分の意志だけで禁煙することが難しいときには、受診を検討してみてください。

健康づくり課

☎(88)8123

病気やけがを防止して救急車の確保にご協力を

冬は急な気温の変化による病気や凍った道路での事故などにより、救急車の出動が多くなります。本当に必要な人が救急車を利用できるようにしましょう。

ヒートショックの予防 冬場の急激な温度変化は、脳梗塞や心筋梗塞などの病気を引き起こす可能性があります。屋内でも、暖房の効いた部屋からトイレなどの寒い場所へ移動するときは、着衣などで温度差に対応しましょう。

窒息事故への注意 誤嚥による気管内異物や窒息は、乳幼児と高齢者に多く発生します。食べ物の大きさや量、形状に注意し、よくかんでゆっくり食べましょう。

救急車を呼ぶか迷ったときは#7119へ

病気やけがをしたときや、救急車を呼んだ方がいいかなど判断に迷うときは、専門家が24時間対応する福島県救急電話相談#7119をご利用ください。

☎須賀川消防署☎(76)3196